

京都市老人短期入所施設条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第78号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に老人短期入所施設の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市老人短期入所施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第78号

京都市老人短期入所施設条例の一部を改正する条例

京都市老人短期入所施設条例の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第6条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第3条第1号」を「第4条第1号」に、「第7条の規定に基づき施設の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項第1号中「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、同項第2号中「第3条第3号」を「第4条第3号」に改め、同項第3号中「第3条第5号」を「第4条第5号」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

- (2) 施設の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 老人短期入所施設（以下「施設」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に施設の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)